

裏面白紙

新給与に關する政府職員組合との交渉における政府側委員

(昭三三.六.二二)

- 一 内閣官房次長 有田善一
- 二 經濟安定本部官房次長 森永貞一郎
- 三 經濟安定本部物價局長 谷口 孟
- 四 大藏省官房長 河野一之
- 五 大藏省給与局長 今井一男
- 六 労働省労働統計調査局長 金子美雄
- 七 運輸省鉄道總局職員局長 牛島辰弥
- 八 逓信省労働局長 浦島長久衛
- 九 文部省学校教育部局長 剣水亨弘

以上

裏面白紙

大藏省令第 號

文官俸給支給定日の特例に関する省令を次のように定める。

年 月 日

大藏大臣 北村徳太郎

文官俸給支給定日の特例に関する省令昭和二十三年大藏省令第百四十八号
第二項の規定による昭和二十三年六月分俸給の残額は同項の規定にか
かわらず、同項に定められている支給定日を三日繰内繰り上げることにする。

附則

この省令は公布の日から、これを施行する。